



Nippon Computer Dynamics Co.,Ltd.



平成 27 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 下條 治  
( J A S D A Q ・ コード 4 7 8 3 )  
問合せ先  
役職・氏名 総務部長 山田 直起  
電 話 0 3 - 5 4 3 7 - 1 0 2 1

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 24 日開催予定の第 50 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)(以下、本議案において「改正会社法」といいます)により、新たに「監査等委員会設置会社」への移行が可能となりました。当社は、従来より「監査役会設置会社」としてコーポレート・ガバナンスの充実等を図ってまいりましたが、取締役会の監督機能をより一層強化するとともに、当社のコーポレート・ガバナンスの更なる充実を図る目的で、「監査等委員会設置会社」に移行いたしたく、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設、ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- (2) 経営体制の強化を図るため、取締役の員数を 6 名以内から 7 名以内(監査等委員である取締役を除く)に変更するものであります。また、役付取締役を取締役相談役を追加するものであります。
- (3) 改正会社法により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されました。業務執行を行わない取締役に付きましても、責任限定契約を締結することにより、その期待される役割を充分発揮できるようにするため、取締役の責任免除規定を変更するものであります。なお当該変更につきましても、各監査役の同意を得ております。
- (4) 監査等委員会設置会社への移行に伴い、機動的な資本政策および配当政策を図るため、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことができる旨の規定を新設するものであります。
- (5) 上記の各変更に伴い、条数の変更等所要の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 27 年 6 月 24 日 (予定)
定款変更の効力発生日	平成 27 年 6 月 24 日 (予定)

以 上

【別紙】

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 1 章 総 則 第 1 条 ~ 第 3 条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第 4 条 ~ 第 17 条 (条文省略)</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会 (取締役会の設置)</p> <p>第 18 条 当社は取締役会を置く。 (取締役の員数)</p> <p>第 19 条 当社の取締役は、<u>6名以内とする。</u> (新 設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第 20 条 1. 取締役は、株主総会において、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数によって選任する。</u> (新 設)</p> <p>2. <u>取締役の選任は、累積投票によらない。</u> (取締役の任期)</p> <p>第 21 条 1. 取締役の任期は、選任後<u>2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> (新 設)</p> <p>2. <u>補欠又は増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第 22 条 (条文省略) (取締役会の招集通知)</p> <p>第 23 条 取締役会の招集通知は、各取締役及び監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。</p> <p>第 24 条 (条文省略) (取締役会の決議の省略)</p> <p>第 25 条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u> (新 設)</p>	<p>第 1 章 総 則 第 1 条 ~ 第 3 条 (現行どおり)</p> <p>(機 関)</p> <p>第 4 条 <u>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</u> ① 取締役会 ② 監査等委員会 ③ 会計監査人</p> <p>第 5 条 ~ 第 18 条 (現行どおり)</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会 (削 除)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 19 条 1. <u>当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)は、7名以内とする。</u> 2. <u>当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u> (取締役の選任)</p> <p>第 20 条 1. 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u> 2. <u>取締役の選任議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> 3. <u>取締役の選任決議は、累積投票によらない。</u> (取締役の任期)</p> <p>第 21 条 1. <u>取締役(監査等委員である取締役を除く)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第 22 条 (現行どおり) (取締役会の招集通知)</p> <p>第 23 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。</p> <p>第 24 条 (現行どおり) (取締役会の決議の省略)</p> <p>第 25 条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(重要な業務執行の委任)</p> <p>第 26 条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の定めるところに従い、取締役会の決議をもって、同条第5項各号に定める事項以外の重要な業務執行</u></p>

<p>(役付取締役及び代表取締役)</p> <p><u>第26条</u> 1. 取締役会の決議により、取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役若干名を選定することができる。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p><u>第27条～第28条</u> (条文省略) (取締役の報酬等)</p> <p><u>第29条</u> 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第30条</u> 1. (条文省略)</p> <p>2. 当社は、<u>社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金480万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</u></p> <p>第5章 <u>監査役及び監査役会</u> (監査役及び監査役会の設置)</p> <p><u>第31条</u> 当社は監査役及び監査役会を置く。 (監査役の員数)</p> <p><u>第32条</u> 当社の監査役は、4名以内とする。 (監査役の選任)</p> <p><u>第33条</u> 監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の秘訣権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数によって選任する。 (監査役の任期)</p> <p><u>第34条</u> 1. 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 3. 会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 4. 前項の監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできない。</p> <p>(常勤監査役)</p> <p><u>第35条</u> 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。 (監査役会の招集通知)</p> <p><u>第36条</u> 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 (監査役会の決議の方法)</p> <p><u>第37条</u> 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。 (監査役会の議事録)</p>	<p><u>の決定の全部又は一部の決定を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(役付取締役及び代表取締役)</p> <p><u>第27条</u> 1. 取締役会の決議により、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く)の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長、取締役副会長、取締役副社長、取締役相談役、専務取締役及び常務取締役若干名を選定することができる。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p><u>第28条～第29条</u> (現行どおり) (取締役の報酬等)</p> <p><u>第30条</u> 取締役の報酬等は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第31条</u> 1. (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、<u>取締役(業務執行取締役等である取締役を除く)との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>
---	--

<p>第38条 <u>監査役会における議事の経過及びその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役会規程) 第39条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役の報酬等) 第40条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役の責任免除) 第41条 <u>1. 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役で会った者を含む）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u> <u>2. 当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金240万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査等委員会の権限) 第32条 <u>監査等委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査等委員会の招集通知) 第33条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査等委員会規程) 第34条 <u>監査等委員会に関する事項については、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>第6章 会計監査人</p>	<p>第6章 会計監査人</p>
<p>(会計監査人の設置) 第42条 <u>当社は会計監査人を置く。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第43条～第45条 (条文省略)</p>	<p>第35条～第37条 (現行どおり)</p>
<p>第7章 計 算</p>	<p>第7章 計 算</p>
<p>第46条 (条文省略) (期末配当金) 第47条 <u>当社は株主総会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という）を支払う。</u></p>	<p>第38条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p>
<p>(中間配当金) 第48条 <u>当社は株主総会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という）を行うことができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(剰余金の配当等の決定機関) 第39条 <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。</u></p>

<p>(新 設)</p> <p>(<u>期末配当金等</u>の除斥期間)</p> <p><u>第49条</u> 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</p>	<p>(<u>剰余金の配当の基準日</u>)</p> <p><u>第40条</u> 1. 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</p> <p>3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(<u>配当金</u>の除斥期間)</p> <p><u>第41条</u> 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</p>
---	---

以上